

「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の概要

基準の策定

自動配送ロボット等に係る道路使用許可基準の策定（令和3年6月）

- これまでの実証実験を踏まえ、遠隔・多数台で低速・小型の自動配送ロボットを用いた事業化が推進されるよう、新たな基準を策定

基準の対象

※ 安全性を確保した上で、手続を円滑化するために対象を特定

特定自動配送ロボット等

遠隔型

低速・小型

※ 6 km/h以下
長さ120cm×幅70cm以下

歩行者が通行すべき場所を走行

類似環境での240時間以上の走行実績 等

基準の特徴（従来の「公道実証実験手順」との違い）

- ◆ 道路使用許可を受けるための審査手続を合理化
 - ・ 審査は書類審査のみとし、実地審査は不要
 - ・ 他の都道府県における走行実績も勘案 等
 - ・ 監視・操作者ごとの運転免許証や訓練状況の事前確認は不要
- ◆ 許可期間を「原則として最大6か月の範囲内」から「原則として1年以内」に長期化
 - ・ 許可更新時や内容の一部変更時には、変更のない資料の再添付は不要とし、手続を特に簡素化することを明示